

乳幼児一時預かり事業の状況

2009/9/28

法人	特定非営利活動法人ワークーズコレクティブパレット	特定非営利活動法人ワークーズコレクティブめぐるここ	社会福祉法人地域サポート虹	特定非営利活動法人さくらんぼ
施設名	子どもミニデイサービス まーぶる	子育て子育て支援センターほっほ	OYAKO CLUBチューリップ保育園	ベストキッズ保育園「ぼおぼぶ」
アクセス	駅徒歩5分	駅徒歩3分	駅徒歩10分	駅徒歩4分
建物の状況	鉄筋コンクリート造3階建ての1階	鉄筋コンクリート造6階建ての1階	鉄筋コンクリート造2階建ての2階	鉄骨造2階建ての1階
事業専用スペース面積 (保育室以外を含む)	82.5㎡	69.0㎡	63.5㎡	40.6㎡
事業開始 年月	H20.4.21 (パイロット事業含む)	H21.9.24	H21.9.28	H21.9.24
定員	15人	15人	12人	15人
開設日	月～金	月～金	月～金	月～金
補助対象時間	9:00～15:00	9:00～15:00	9:00～15:00	10:00～16:00
施設の開設時間	7:30～19:00	7:30～20:00	9:00～17:00	8:00～20:00
月種預かりコースの設定	週2日、週3日コースあり	週2日、週3日コースあり	広相願	週2日、週3日コースあり
料金	500円 月種は別途料金設定	500円 月種は別途料金設定	500円 月種は別途料金設定	500円 月種は別途料金設定
時間外料金 (自主事業)	800円～1,000円	700円～1,000円	500円～1,200円	500円～1,000円
預かり対象児童	生後57日～未就学児 (市内居住者)			
利用登録	事前に電話連絡、来所見学のうえ登録 (原則13:00～14:30)	事前に電話連絡、来所見学のうえ登録	事前に電話連絡、来所見学のうえ登録	事前に電話連絡、来所見学のうえ登録 (原則13:00～18:00)
利用申込	原則利用2日前まで電話、FAX、メールによる	原則前日正午まで電話又は来所による	原則利用2日前まで電話、来所による	原則利用前日まで電話、FAX、メールによる
キャンセル	原則請求しない	前日正午以降キャンセル料を請求	当日キャンセルは利用料の半額を請求	原則請求しない
食事、おやつ等	食事…持参か給食 (370円) おやつ代は徴収しない	食事…持参か給食 (400円) おやつ (150円)	食事…持参 おやつ…持参	食事…持参か給食 (400円) おやつ (100円)

26

石川県のマイ保育園登録制度について

- 石川県においては、地域や家庭の子育て力の低下による、育児負担感、不安感の高まりを受け、平成17年10月より保育所を子育て支援拠点と位置づけ、「マイ保育園登録制度」を実施。
- 在宅保育の母親と妊婦が保育所見学や育児体験、保育士への育児相談を通じて、育児不安の解消を図るとともに、一時保育の利用などを通じて育児負担の軽減を図り、妊娠期からおおむね3歳未満のすべての子育て家庭の育児支援を行う。

【事業の概要】

- 対象者
妊娠期から在宅で保育を行っているおおむね3歳未満の親子
- 実施施設
保育所、事業実施を希望する幼稚園、地域子育て支援拠点で市町が適当と認めた施設
- 事業の内容
 - ・ 母子健康手帳交付時に「マイ保育園登録申請書」を交付。母親は、登録を希望する保育所に登録。
 - ・ マイ保育園における育児体験、育児教室、育児相談
 - ・ 一時保育サービス等
(登録者から出生届が出されたときには、一時保育利用券(半日3回無料券)が交付)

【実施状況】

平成20年度末 金沢市を除く18市町 270保育園において実施
登録者 5,348人

27

妊娠中の方、子育て中のお父さん、お母さん

マイ保育園に登録しませんか

～ 保育園などが子育てを応援します～



妊娠（出産前）

出産前の
育児不安の軽減



子育て支援コーディネーターがお手伝いします



出産

「マイ保育園」
に登録
（登録はいつでも可能です）

身近に
相談相手がいる
安心感

- 乳幼児の生活を見学
- 育児体験
(おむつ替え・授乳・
沐浴・手遊びなど)

- 保育士による育児相談
- 子育て支援プランの
作成



3歳未満程度まで

登録すると
一時保育
(半日3回まで)
が無料になります

リフレッシュで
育児に専念

- 一時保育の継続利用
- 保育園行事への参加

- 看護師・保健師
による健康相談

子育て支援の 拠点です！

お問い合わせは「石川県子育て支援課」TEL(076)225-1421又は お住まいの市町保育所担当課まで

28

登録はお済みですか？

マイ保育園登録制度



登録無料

登録事業のご案内

育児相談・育児見学(無料)

「オムツ替え」や「授乳」「関わり方」など、
育児見学や育児相談を無料で受けること
ができます。

一時保育サービス(3回まで無料)

リフレッシュしたい時や用事がある時な
ど、一時保育サービス(平日の午前、半
日利用)が満3歳まで、3回無料で受け
られます。

だれが登録できるの？

平成18年7月1日以降に母子健康手帳を交付された方、または出産された方が対象となります。

登録の方法は？

「加賀市マイ保育園登録申請書」に必要事項を記入の上、希望する保育園に提出するだけです。
その場で登録され【子育て応援カード】が発行されます。

子育てに迷ったら、悩んだら、困ったら、

「マイ保育園」に来てください。

「かかりつけの病院」があると安心するように、
あなたの登録園が「かかりつけの保育園」として子育てを応援します。

《問い合わせ先》 加賀市子ども課保育係 TEL72-7855
FAX72-7797

E-mail:hoiku@city.kaga.lg.jp

詳しくは裏面をご覧ください。

マイ保育園登録事業をご存知ですか。

マイ保育園登録事業って？・・・

平成18年7月1日から、マイ保育園登録事業の登録を開始します。

妊婦さんや母親等が、身近な保育園に登録することで、出産前から子どもが3歳になるまでの特に不安の多いこの時期に、保育士等から継続的に支援（育児見学や育児相談、一時保育サービス）を受けることができます。

たとえば・・・こんないいことがあります。

- ・ 出産前に育児見学を体験することで、育児に関する不安の軽減につながります。
- ・ 育児に疲れた時などは、3歳の誕生日前日までの間、一時保育サービス（平日の午前、半日）が3回まで無料で利用できます。
- ・ 身近に育児相談の相手がいる安心感が生まれます。

どんな人が登録できるの？・・・

出産を控えた方（母子健康手帳の交付を受けた方）や平成18年7月1日以降に生まれたお子さんを家庭で保育している方などです。

登録はこうすればできます。

母子健康手帳を交付するときに、マイ保育園登録申請書をお渡しします。これを希望する保育園に提出すると登録されます。また、既に母子健康手帳の交付を受けて、まだ、出産されていない方も対象となりますので、希望する保育園で登録申請書を受け取り、記入のうえ保育園に提出して下さい。

希望する保育園に「登録申請書」を提出すると、【子育て応援カード】をお渡しします。これで、登録完了です！。登録保育園で、育児見学や育児相談などのサービスが受けられます。

お子さんが、誕生した後も育児相談や一時保育などのサービスが受けられます。

一時保育サービスについて

- ・ 平日の午前半日、3回、無料で利用できます。
- ・ 利用できる可能な年齢（月齢）は、各保育園の受け入れ年齢によります。事前に園にご確認下さい。
- ・ 希望する日の2日前までに保育園に連絡して下さい。
- ・ マイ保育園一時保育サービスは、3歳に達した場合、及び、保育園に入園した場合、入園中は無効となります。
- ・ このサービスは、お子さん本人のみ、利用できます。他人に譲渡できません。



29

ファミリー・サポート・センター事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)

② 実施状況

《実施箇所数》 579箇所 (H20年度内示ベース)

《利用者数》 利用会員数256,787人/提供会員数88,107人/両会員33,945人 (平成19年度末現在)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

特になし。(※(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。主体制限はなし)

30

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

すべての子育て家庭を対象とした事業。

② サービス利用の流れ

利用又は提供を希望する者が、ファミリー・サポート・センターに対し登録を行い、随時、連絡調整を受けるもの。(サービス提供自体は、利用会員と提供会員の間の請負又は準委任契約として行われる。)

③ 利用料

援助活動に対する報酬は、原則として会員相互間で決定。報酬の目安についてはファミリー・サポート・センターが会則等で定めることが可能。

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

アドバイザー(調整等の事務担当者)を1名以上を配置。(資格等は特に不要)

(7) 費用負担

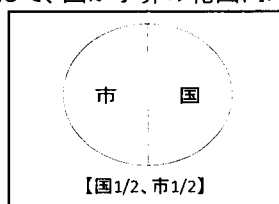
① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約776億円(H21予算ベース))の内数

31

ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成17年度から、地域の特性や創意工夫を活かした、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の着実な推進を図るため、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)が創設されたところであり、ファミリー・サポート・センター事業は、同交付金の対象事業とされている。

平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどのモデル事業(病児・緊急対応強化モデル事業)を行っているところ。

○相互援助活動の例

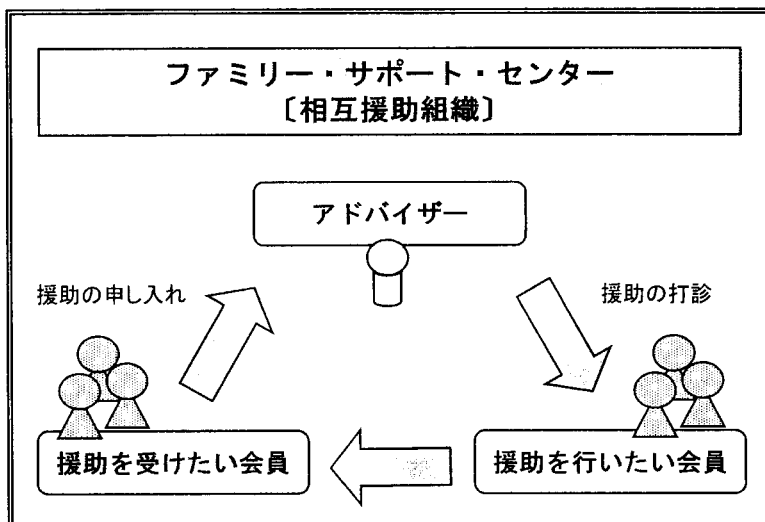
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

○実施市区町村(平成20年度)

- ・570市区町村

○会員数 ※平成19年度末現在()は平成18年度末現在

- ・援助を受けたい会員 256,787人(223,638人)
- ・援助を行いたい会員 88,107人(83,836人)
- ・両方会員 33,945人(29,948人)



32

児童館事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

② 実施状況

《実施箇所数》4,700か所(公営3,051か所、民営1,649か所)(平成19年10月現在)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

特になし

② 施設整備補助

児童厚生施設等整備費(児童育成事業)による施設整備補助有り

《国庫補助対象》市町村・社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人
(※株式会社、NPO法人は対象外)

《国庫補助単価》創設の場合:小型児童館3,846万円、児童センター5,452万円(H21年度予算ベース)

《費用負担割合》事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出。

(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託等を受けることが必要。

33

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断・②サービス利用の流れ・③利用料

すべての子どもを対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み手続・利用料は原則としてなし

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

児童の遊びを指導する者(児童厚生員)を配置

○ 施設設備

集会室、遊戯室、図書室及び事務室の設置

(※必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び放課後児童クラブ室等を設置)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《民営児童館》 国庫補助単価: 小型児童館180万円、児童センター296万円(H21年度予算ベース)

※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業)

※一定の事業を実施する民営児童館に対する補助(H20年度交付決定1,178か所)

《公営児童館》 平成9年度に一般財源化

② 費用負担

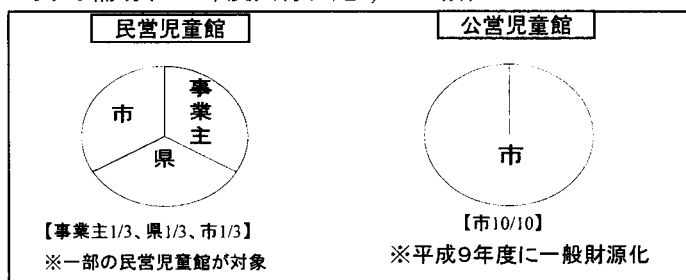
右記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《公費負担総額》 民営分 約30億円

(H21年度予算ベース)



34

児童館の概要

1. 事業の目的、内容

○児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設

○遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

2. 設置状況

○4,700か所(公営:3,051か所 民営:1,649か所)

<平成19年10月1日現在>

3. 設置及び運営主体

○都道府県、指定都市、市区町村、社会福祉法人等

4. 児童館の設備と職員

○設備: 集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置

○職員: 児童の遊びを指導する者の配置

5. 公的助成

○施設整備費

・21年度予算 846百万円

・補助基準額 小型児童館 31,727千円(217.6㎡)

児童センター 47,796千円(336.6㎡)

○事業費(民営のみ)

・21年度予算 1,295百万円

・補助基準額 小型児童館 1,796千円

児童センター 2,963千円

地域子育て支援拠点事業(児童館型)

1,687千円

※施設整備費は、国、都道府県、市区町村又は設置者が1/3ずつ負担

事業費は、国、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担

(指定都市・中核市は2/3を負担)

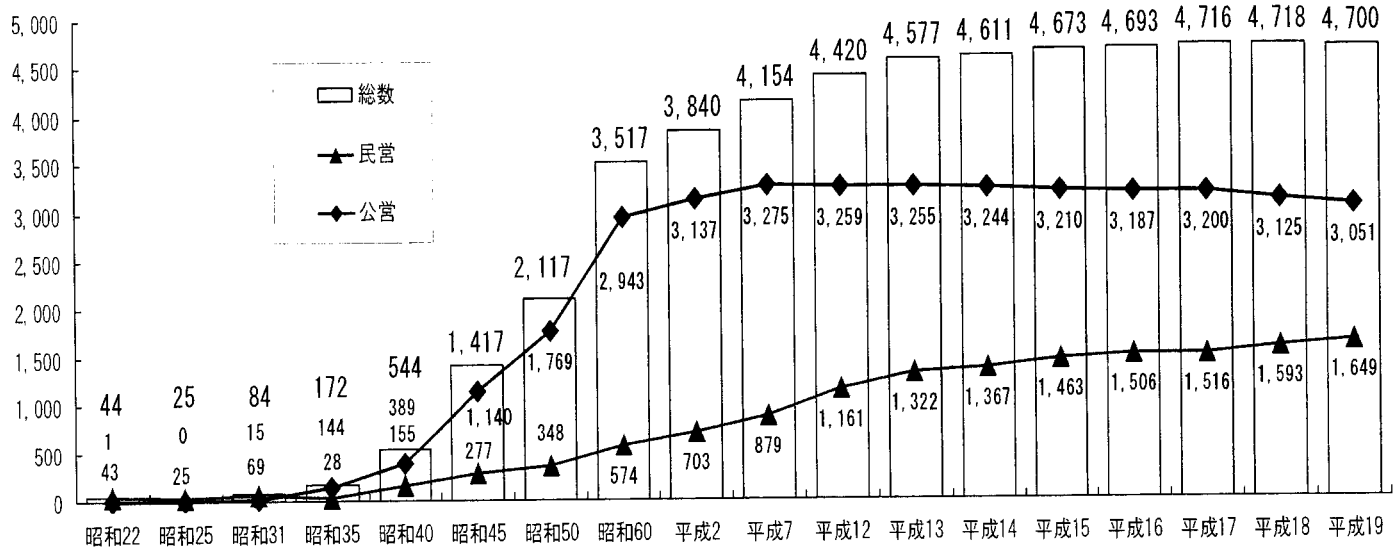
○運営費(人件費)は地方交付税措置(昭和61年度～)

35

児童館数(公営・民営別)の推移

- 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

(注)児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。



(各年10月1日現在の数値)

児童館における活動について

○ 児童館における主な活動

活動項目	具体的な内容
季節行事 (90%)	正月行事(凧あげ、カルタ)、節分、ひな祭り、こどもの日の行事、父母の日の行事、七夕、花火大会、町のお祭り、運動会、クリスマス会等
体力増進・スポーツ (75%)	卓球、サッカー、ドッジボール、体操、バドミントン、一輪車、なわとび、たけうま等
屋外・自然体験活動 (66%)	キャンプ、ハイキング、サイクリング、釣り、オリエンテーリング、アスレチック等
交流活動 (65%)	老人ホーム等施設訪問、高齢者などから芸能等の習い事、交流会(高齢者・障害者・外国人)等
鑑賞会 (62%)	合唱・音楽演奏、映画・ビデオ上映、演劇、新聞・回覧版等
講習会・発表会 (57%)	誕生日会、進級・卒業を祝う会、育児・栄養講座、手話講座、育児相談、活動記録展等

出典：平成13年地域児童福祉事業等調査(()内は調査児童館4,577館に対する割合)

○ 時間別の主な活動

午前	10時頃～	乳幼児親子のための広場、遊び等の親子教室、子育て講座 など
午後	14時頃～18時頃	小学生の自由活動(スポーツ、ゲーム、工作など) 放課後児童クラブ
	16時頃～18時頃	中学生・高校生の自由活動(スポーツ、バンドなどのサークル活動など)

児童館の種類

児童館は、その規模及び機能から、おおむね次のような型に分けることができる。

①小型児童館 2, 836か所

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するもの。

②児童センター 1, 738か所

小型児童館の機能に加えて、運動、遊びを通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有するもの。

③大型児童館 23か所

・A型児童館 18か所

児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を有するもの。

・B型児童館 4か所

豊かな自然環境に恵まれた一定の地域内に設置し、児童が宿泊しながら、自然を活かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とし、小型児童館の機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するもの。

・C型児童館 1か所

広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にあるもの。

④その他の児童館 103か所

小型児童館に準ずる児童館

* 数値は厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」（平成19年10月1日現在）

児童厚生施設の種別

区分	小型児童館	児童センター		大型児童館	
		児童センター	大型児童センター	A型児童館	B型児童館
概要	児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は、情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。(児童福祉法第40条) また、放課後児童の育成、指導等地域における児童健全育成活動の重要な拠点となっている。				
設置主体	市町村、社会福祉法人、特例民法法人、 その他の者(NPO法人・民間会社など)		都道府県		都道府県、市町村、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者(NPO法人・民間会社など)
運営主体	市町村、社会福祉法人、特例民法法人、 その他の者(NPO法人・民間会社など)		都道府県、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者(NPO法人・民間会社など)		都道府県、市町村、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者(NPO法人・民間会社など)
職員	児童厚生員2人以上	児童厚生員2人以上 必要に応じ 体力増進指導者 年長児童指導者	児童厚生員2人以上 必要に応じ 体力増進指導者 年長児童指導者	児童厚生員2人以上 必要に応じ 体力増進指導者 年長児童指導者	
建物面積	217.6㎡以上 (都市部特例児童館: 163.2㎡) 集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備の他、必要に応じ、相談室、創作活動室	336.6㎡以上 事務執行に必要な設備の他、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用器材、年長児童用設備(パソコンコーナー等)等	500㎡以上 + 年長児童の文化活動等に必要な広さ	2,000㎡以上 + 必要に応じ、研修室・展示室・多目的ホール・移動型児童館用車両等	1,500㎡以上 小型児童館設備 + 宿泊室・食堂・厨房・脱衣・浴室、キャンプ等の野外活動ができる設備等
機能	(共通) ① 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに年長児童の自主的な活動に対する支援 ② 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成・助長 ③ 子育てに不安や悩みを抱える母親への相談援助等の子育て家庭に対する支援 ④ その他地域における児童健全育成に必要な活動		⑤ 体力増進活動 ⑥ 年長児童の育成	⑤ 体力増進活動 ⑥ 年長児童の育成	⑤+⑥ ⑦ 都道府県内の児童厚生施設の相互の情報交換の促進 ・指導並びに児童厚生員及びボランティアの育成 ・プレイ、造形等に関する指導技術の開発、普及 ⑧ 歴史、産業、文化等に関する資料・模型の展示等 ⑨ 都道府県内の児童厚生施設に貸し出しできる映画フィルムビデオソフト、紙芝居等資料の保有等

◆ 児童館に求められる役割・機能～原点に立ち返りながら、新たなニーズへの対応も

児童館は、0～18歳の子どもの地域における育ちを支える場であり、子どもの成長に応じて「遊び」を通じた健全育成のための事業を展開することが求められます。また、子どもと保護者が地域で安心して暮らせるように、親子の交流拠点や居場所として機能するとともに、不安や生活上の困難などに対応して必要な援助に結びつける福祉的な援助機能も非常に重要です。

また、児童館の運営について公共性を確保し、地域の子どもの健全育成という観点から地域の実情を正しく反映した事業展開を図っていくために、運営委員会の活動を活性化していくことも非常に重要です。

アンケート調査結果から児童館に求められる役割・機能について自治体及び児童館の意見をみると、次のようなテーマへの取り組みが今後の課題となっていることがわかります。

〔現在取り組んでいるが、さらに取り組みが必要なテーマ〕

- ・ 乳幼児と親子の交流支援
- ・ 子どもの遊び環境や体験の機会の提供
- ・ 小学生の放課後の居場所機能
- ・ 異年齢の子ども同士の交流
- ・ 子ども・子育てに関する情報の収集と提供
- ・ 地域住民や地域組織との交流・連携

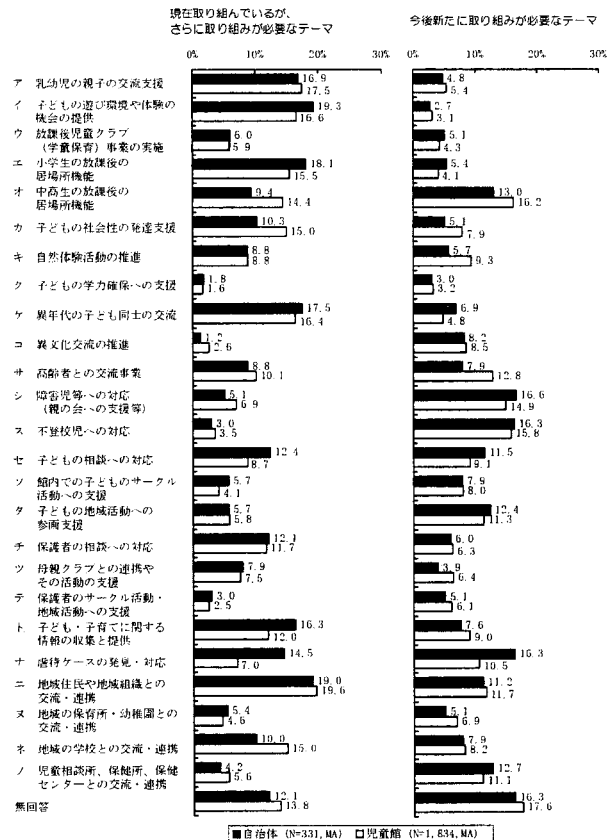
〔今後新たに取り組みが必要なテーマ〕

- ・ 中学生の放課後の居場所機能
- ・ 障害児等への対応（親の会への支援等）
- ・ 不登校児への対応
- ・ 子どもの地域活動への参画支援
- ・ 虐待ケースの発見・対応
- ・ 地域住民や地域組織との交流・連携
- ・ 児童相談所、保健所、保健センターとの交流・連携

以上をみると、児童館については「子どもの遊び場・居場所機能」、「遊びを通じての人間形成」、「放課後児童の育成・指導」などの基本機能について一層の取り組みが必要と考えられているほか、中学生や障害児、不登校児への対応や地域連携といったテーマについての取り組みの幅を広げることが新たに必要とされているといえます。

児童館には、その原点に立ち返りながら、新たなニーズへの対応も視野に入れて、地域の子どもの健全育成と子育て支援の拠点として機能をさらに充実させていくことが求められているといえます。

児童館が担うべき役割・機能〔自治体・児童館調査〕



地域子育て支援拠点事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

地域において、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。
 (ひろば型;週3日以上・1日5時間以上、センター型;週5日以上・1日5時間以上、児童館型;週3日以上・1日3時間以上の開設)

② 実施状況

《実施箇所数》4,889箇所 (H20年度交付決定ベース)
 (ひろば型 1,251箇所、センター型 3,470箇所、児童館型 168箇所)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する控組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

安心子ども基金による補助有り
 《国庫補助対象》市町村(市町村自ら設置主体となる場合に限る)
 《国庫補助単価》約600万円(事業費ベース約1200万円)
 《費用負担》国1/2相当、市町村1/2相当

(4) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定(主体制限はなし)

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料

すべての乳幼児の親子等を対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み等は原則不要。事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置(ひろば型の場合)
- ・育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置(センター型の場合)
- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置(児童館型の場合)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

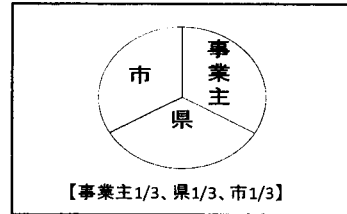
《国庫補助単価》 約356万円～800万円(ひろば型、センター型の場合)、169万円(児童館型の場合)、

※ 他に取組毎による加算分あり

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。



③ 費用額

《公費負担総額》 約300億円 (H21年度予算ベース)

42

乳児家庭全戸訪問事業(旧生後4か月までの全戸訪問事業)

(1) 概要

① 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)

② 実施状況

・実施箇所数: 1,247市町村(全市町村の7割強) (平成20年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務及び、事業実施の努力義務有り。))

(3) 事業開始規制等

都道府県知事への届出

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

保健師、助産師、看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、必要な研修(講習)を実施した上で訪問を行う。

43

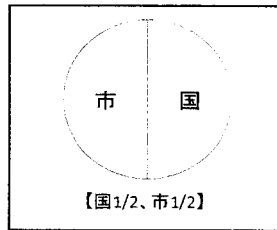
(5) 費用負担

① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。
(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約776億円(H21予算ベース))の内数

44

養育支援訪問事業(旧育児支援家庭訪問事業)

(1) 概要

① 事業内容

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う事業
(市町村が実施主体、民間主体への委託が可能。)

② 実施状況

・実施箇所数:799市町村(全市町村の5割弱) (H20年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務及び、事業実施の努力義務有り。))

(3) 事業開始規制等

都道府県知事への届出

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

育児、家事の援助は子育て経験者、ヘルパー等が、専門的な援助及び技術指導は保健師、助産師、保育士、児童指導員等の専門性を有する者が訪問を行う。

45

(5) 費用負担

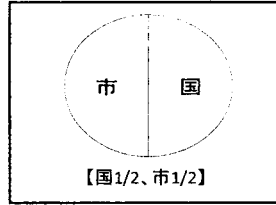
① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額: 次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約776億円(H21 予算ベース))の内数

46

子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

(1) 概要

① サービス・給付内容

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

② 実施状況

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》613箇所

《夜間養護等(トワイライト)事業》304箇所(H20年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

児童養護施設等の本体整備に伴い、子育て短期支援事業のための居室を整備する場合に加算として補助を実施。

《国庫補助対象》都道府県等・社会福祉法人・日本赤十字社・公益法人

《国庫補助単価》児童養護施設に専用居室を整備する場合 1人当たり 約90万円(事業費ベース約180万円)を施設整備費に加算

《費用負担》定額国1/2相当、都道府県等1/2相当(都道府県等が設置する場合)

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当(上記以外)

47

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出。(児童養護施設等が提供することが前提)
(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料
特に定められていない。(※各市町村又は各施設において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

① 実施場所

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施すること。

② その他

夜間養護等(トワイライトステイ)事業について、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

(7) 費用負担

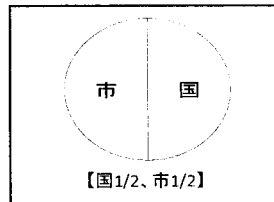
① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約776億円(H21 予算ベース))の内数